

II 生物多様性保全とレッドデータブック

Conservation of Biodiversity and Red Data Book

1. レッドデータブックとは

レッドデータブックは、絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップして、その現状等をまとめた報告書のことであり、生物多様性の保全を図っていく上で重要な役割を担っている。

その起源は、1966年に国際自然保護連合（ICUN）が発行した哺乳類と鳥類について世界的な規模で絶滅のおそれのある種をリストアップした報告書で、その表紙が赤信号を含意させた赤色であったことから、以後このような書籍は「レッドデータブック」、絶滅危惧種のリストは「レッドリスト」とよばれるようになった。このIUCN版のレッドデータブック（あるいはレッドリスト）は、以後改訂が続けられ、国際的な野生生物の保護を取り決めたワシントン条約をはじめ、野生生物関連の国際条約や協定、あるいは各国の保護施策の基礎資料として広く活用されている。

日本では、1989年（平成元年）に（財）日本自然保護協会（現NACS-J）と（財）世界自然保護基金日本委員会（現WWFジャパン）により「我が国における保護上重要な植物種の現状」が刊行され、1991年（平成3年）には当時の環境庁（現環境省。以下同じ）により「日本の絶滅のおそれのある野生生物」として脊椎動物編と無脊椎動物編が刊行された。これらが日本における最初の国レベルのレッドデータブックである。

野生動植物の生息・生育状況は常に変化しており、その評価は定期的に見直すことが必要である。1994年、IUCNは数値基準による客観的な評価基準を用いた新たなレッドリストカテゴリーを採用し、リストの見直しを行った。環境庁においても定性的要件と定量的要件を組み合わせた新カテゴリーを策定し、リストの見直しやレッドデータブックの改訂・発刊が進められた。現在公開されている環境省版の最新レッドリストは第2次見直し（初回から数えて第

3版に相当）で選定されたリストで、2006年と2007年（分類群によって公開年が異なる）に公開されたものである。

なお、絶滅の危機に瀕している野生生物の種の保護のため、1992年（平成4年）に「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」が制定されている。

生物多様性保全を実効性のあるものとしていくためには、地域の自然的・社会的条件に応じ、地域レベルで主体的に推進していくことが必要となっており、このような観点から、環境省版の初回のレッドデータブックの発行以後、都道府県や市町村単位でのレッドデータブックの作成が進められている。

2. 「レッドデータブックとっとり」改訂の背景と目的

鳥取県のレッドデータブックは「レッドデータブックとっとり」のタイトルのもとに、「動物編」と「植物編」の2分冊として、2002年（平成14年）に初版が発行された。

初版の発行から7年が経過、その間に県内の野生動植物に関する知見が蓄積されるとともに、地域住民の自然環境保全に対する意識も高まり、希少な野生動植物の保全を進める上で、その根拠となるレッドリスト・レッドデータブック改訂が求められていた。

また、2009年度（平成21年度）に鳥取県環境審議会等から「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト（レッドリスト）」の見直しを行う必要があるとの指摘もあり、平成21年度から鳥取県生物学会等の学識経験者の調査・協力を得て、レッドリストの見直し、レッドデータブックの改訂版の作成が進められた。